

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	上尾中央看護専門学校
設置者名	医療法人社団愛友会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	第一学科	夜・通信	71 単位	10 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公開 https://www.ageo.org/profile/pdf/curriculum.pdf
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	上尾中央看護専門学校
設置者名	医療法人社団 愛友会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営会議
役割	<p>上尾中央看護専門学校 会議に関する細則（抜粋）</p> <p>第2条 運営会議では学校運営の基本的な事項を審議し、学校運営の適正・向上を図る。</p> <p>2 運営会議の構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校長 (2) 副学校長</p> <p>(3) 学科長 (4) 副学科長</p> <p>(5) 事務長 (6) 専任教員</p> <p>(7) その他学校長が必要と認めた者</p> <p>3 運営会議は、次の事項について協議する。</p> <p>(1) 学校の運営・管理に関する基本的事項</p> <p>(2) その他</p> <p>4 運営会議は、学校長が年1回以上招集しその議長となる。</p> <p>5 会議の議決は、出席者の3分の2以上を持って議決し、学校長が決定する。</p> <p>6 会議の結果については議事録を作成する。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
一般社団法人 上尾中央医科グループ 協議会 総局長	2025. 4. 1 ~ 2027. 3. 31	上尾中央医科グループ協議会 運営責任者
医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院 看護部長	2025. 4. 1 ~ 2027. 3. 31	実習病院 代表
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	上尾中央看護専門学校
設置者名	医療法人社団 愛友会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>本校の教育理念・教育目的・教育目標を基盤に、指導ガイドラインに則り作成している。授業計画書に記載されている項目は、科目目的・科目目標・授業内容と方法、成績評価の方法と基準、履修上の注意点などである。</p> <p>授業計画書は、講義内容を検討・評価し作成する。 学生の到達度や授業アンケート、自己点検・自己評価の観点からも講義内容や講義方法が妥当であるか、その評価方法の信頼性は担保されているかなど検討する。 その検討結果を踏まえ、次年度授業計画書を1月末までに作成し新年度4月に公開している。 公開の方法は、学校ホームページ上で行う。</p>	
授業計画書の公表方法	ホームページにて公開 https://www.ageo.org/profile/pdf/syllabus.pdf
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>A P、C P、D Pに基づきアセスメントポリシーを示している。それに則り、単位の修得状況、単位認定については教育会議・単位認定会議にて認定する。</p> <p><u>学則より抜粋</u> 第3章 学科目、単位数及び授業時間数等</p> <p>(学科目及び単位数) 第9条 本学校の第一学科の学科目及び単位数は、別表1のとおりとする。 (単位の計算方法) 第10条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習については、15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本校が定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(学習の評価) 第11条 単位の認定は、講義、実習に必要な時間の取得状況と当該科目の評価(試験、学習状況、学習報告等)により行う。 2 出席時間数が授業時間数の3分の2以上に達した者は、その科目について評価を受けることができる。</p>	

- 3 授業科目の評価はS(90点以上)、A(80点～89点)、B(70点から79点)、C(60点から69点)及びD(60点未満)とし、C以上を合格とする。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

教育課程及び履修方法等に関する細則及び、学生生活に関する手引きより抜粋

(目的)

第1条 この細則は、学則第9条、第10条、第11条、第20条に基づき必要なことを定める。

(履修条件)

- 第2条 履修とは、各授業科目、教科外の活動とも原則として3分の2以上の出席をし、積極的に参加したことをいう。
2. 学則別表1(学科目及び単位数)をすべて履修しなくてはならない。
 3. 特定の授業科目を履修するために、あらかじめ修得しておかなければならない先修条件科目がある。

科目	先修条件科目
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ
各専門領域実習	基礎看護学実習Ⅱ

(科目認定評価)

- 第3条 科目認定評価は、終講試験、臨地実習評価、追試験、追実習、再試験、再実習、再々試験、臨時試験(実習)とする。
2. 科目ごとに所定の履修時間の3分の2以上の出席をもって、試験を受ける資格が得られるものとする。
 3. 試験の方法には、筆記試験・口頭試験・課題レポート・実技試験・実習評価等がある。
 4. 授業料、その他納入金の未納者は、受験することができない。
 5. 臨地実習においては、再々実習は行わない。
 6. 試験の実施方法及び評価方法は、履修規程に定める。
 7. 前項にかかわらず、学校長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(評価及び単位・進級の認定、成績の通知)

第4条 試験、実習評価及び単位の認定について次のとおり定める。

- (1) 科目の試験及び実習の評価は、100点満点とし、60点以上を合格とし当該科目の単位を認定する。
 - (2) 学籍簿には、100～90点をS、89点～80点をA、79～70点をB、69～60点をCと記載する。
 - (3) 進級の判定に必要な単位数は、1年次末での未修得単位が3単位以下、2年次末での未修得単位が2単位以下の者とする。
2. 単位修得の認定がなされなかった者について、補講、再試験を実施し、修得の機会を再度与えることがある。
- (1) 単位認定会議後に進級判定を審議し、各学年末に成績証明書を本人及び第一保証人に開示する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- 5 段階の成績評価と GPA (Grade Point Average) 制度を導入する。
 学生ひとり一人が、自らの履修管理に責任を持ち、主体的、意欲的に学習することを目的としている。
 GPA 評価は、成績評価指標の一つであり、成績評価基準を明確にし、教育の質の保証(学修のアウトカム評価)を図ることに有効な指針とされている。学生は学修状況をセルフチェックし、学習計画の立案、進路選択に活用していく。
 学則に基づき、授業の評価を5段階評価とし、S・A・B・C・D ごとに評価の範囲を定める。

成績評価と GPA (Grade Point Average)
 4～0 点までの GP (Grade Point) に換算する。

評価		評点	Grade Point	学籍簿記載あり	
合格	S	90 点以上	総単位数 として分 母の計算 基礎	4.0	あり
	A	80 点以上 90 点未満		3.0	あり
	B	70 点以上 80 点未満		2.0	あり
	C	60 点以上 70 点未満		1.0	あり
再試修得	C▽	再試・再履修にて単位修得		0	あり
不合格 (未修得)	D	60 点未満	0	あり	

客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページにて公開 https://www.ageo.org/profile/pdf/indicators.pdf
------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

D Pに基づき卒業の認定に関しては、教育会議にて行う

学則より抜粋

(卒業の認定)

- 第 20 条 本校の第一学科に休学期間を除いて欠席日数が出席すべき日数の 1/3 を超えない者について所定の修業年限を在学し、別表 1 に掲げる所定の授業科目及び単位数を修得した者について、教育会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。
- 2 学校長は、卒業の認定した者に対して、卒業証書を授与し、専門士(看護専門課程)の称号を付与する。

会議に関する細則(抜粋)

(教育会議)

- 第 3 条 教育会議では学生の単位修得状況、卒業に関する事項を協議し、教育の適正・向上を図る。
- 2 教育会議の構成は次のとおりとする。
- (1) 学校長
 (2) 副学校長
 (3) 学科長

<p>(4) 副学科長 (5) 事務長 (6) 専任教員 (7) その他学校長が必要と認めた者</p> <p>3 教育会議は次の事項について協議する。 (1) 学生の単位修得に関する事項 (2) 卒業に関する事項 (3) 卒業時の表彰に関する事項</p> <p>4 教育会議は、学校長が年1回以上召集しその議長となる。 5 会議では、出席者の3分の2以上をもって議決し、学校長が決定する。 6 会議の結果については議事録を作成する。</p> <p>本校のディプロマポリシーについては以下の通り</p> <p>1. 対象に関心を寄せ、唯一無二の存在として尊重する人間性を養う 2. 人間を深く理解し、対象を生活者として捉える力を養う (その人らしさ、価値を知る) 3. 健康の状態や変化を理解し、対象のより健康な生活を支援する看護実践力を養う 4. 保健医療福祉システムの中で、多職種の専門性を認め合い、協働する力を養う 5. 看護師として学び続ける姿勢をもち、看護を探究する力を養う</p>	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページにて公開 https://www.ageo.org/profile/pdf/certificate.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	上尾中央看護専門学校
設置者名	医療法人社団 愛友会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	医療法人社団愛友会 貸借対照表は、学校窓口にて閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	医療法人社団愛友会 損益計算書は、学校窓口にて閲覧可能
財産目録	医療法人社団愛友会 財産目録は、学校窓口にて閲覧可能
事業報告書	医療法人社団愛友会 事業報告書は、学校窓口にて閲覧可能
監事による監査報告（書）	医療法人社団愛友会 監事による監査報告（書）は、学校窓口にて閲覧可能

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		看護専門課程	第一学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	105 単位時間/単位	77 単位	5 単位	23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			105 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
300人		263人	0人	26人	22人	48人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>※様式第2号の3再掲</p> <p>本校の教育理念・教育目的・教育目標を基盤に、指導ガイドラインに則り作成している。授業計画書に記載されている項目は、科目目的・科目目標・授業内容と方法、成績評価の方法と基準、履修上の注意点などである。</p> <p>授業計画書は、講義内容を検討・評価し作成する。</p> <p>学生の到達度や授業アンケート、自己点検・自己評価の観点からも講義内容や講義方法が妥当であるか、その評価方法の信頼性は担保されているかなど検討する。</p> <p>その検討結果を踏まえ、次年度授業計画書を1月末までに作成し新年度4月に公開している。</p>

成績評価の基準・方法

(概要)

※様式第2号の3再掲

5段階の成績評価と GPA (Grade Point Average) 制度を導入する。

学生ひとり一人が、自らの履修管理に責任を持ち、主体的、意欲的に学習することを目的としている。

GPA 評価は、成績評価指標の一つであり、成績評価基準を明確にし、教育の質の保証 (学修のアウトカム評価) を図ることに有効な指針とされている。学生は学修状況をセルフチェックし、学習計画の立案、進路選択に活用していく。

学則に基づき、授業の評価を5段階評価とし、S・A・B・C・D ごとに評価の範囲を定める。

成績評価と GPA (Grade Point Average)

4～0 点までの GP (Grade Point) に換算する。

評価		評点	Grade Point	学籍簿記載あり	
合格	S	90 点以上	総単位数として分母の計算基礎	4.0	あり
	A	80 点以上 90 点未満		3.0	あり
	B	70 点以上 80 点未満		2.0	あり
	C	60 点以上 70 点未満		1.0	あり
再試修得	C▽	再試・再履修にて単位修得		0	あり
不合格 (未修得)	D	60 点未満	0	あり	

卒業・進級の認定基準

(概要)

※様式第2号の3再掲

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

DPに基づき、卒業の認定に関しては、教育会議にて行う

学則より抜粋

(卒業の認定)

第20条 本校の第一学科に休学期間を除いて欠席日数が出席すべき日数の1/3を超えない者について所定の修業年限を在学し、別表1に掲げる所定の授業科目及び単位数を修得した者について、教育会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。

2 学校長は、卒業の認定した者に対して、卒業証書を授与し、専門士 (看護専門課程) の称号を付与する。

会議に関する細則 (抜粋)

(教育会議)

第3条 教育会議では学生の単位修得状況、卒業に関する事項を協議し、教育の適正・向上を図る。

2 教育会議の構成は次のとおりとする。

- (1) 学校長 (2) 副学校長 (3) 学科長 (4) 副学科長 (5) 事務長 (6) 専任教員 (7) その他学校長が必要と認めた者

3 教育会議は次の事項について協議する。

- (1) 学生の単位修得に関する事項
- (2) 卒業に関する事項
- (3) 卒業時の表彰に関する事項

<p>4 教育会議は、学校長が年1回以上召集しその議長となる。</p> <p>5 会議では、出席者の3分の2以上をもって議決し、学校長が決定する。</p> <p>6 会議の結果については議事録を作成する。</p> <p>本校のディプロマポリシーについては以下の通り</p> <p>1. 対象に関心を寄せ、唯一無二の存在として尊重する人間性を養う</p> <p>2. 人間を深く理解し、対象を生活者として捉える力を養う (その人らしさ、価値を知る)</p> <p>3. 健康の状態や変化を理解し、対象のより健康な生活を支援する看護実践力を養う</p> <p>4. 保健医療福祉システムの中で、多職種の専門性を認め合い、協働する力を養う</p> <p>5. 看護師として学び続ける姿勢をもち、看護を探求する力を養う</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>上尾中央医科グループ協議会奨学金制度、生活協力金制度 有</p>

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
86人 (100%)	人 (%)	86人 (%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 就職説明会の実施、履歴書の書き方の指導、面接試験指導、小論文の書き方指導			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格取得			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
298人	10人	3.3%
(中途退学の主な理由) 進路変更、授業が難しい、経済的理由		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生相談室の設置(カウンセラーの採用) 保護者会の実施、面談の実施、少人数のクラス編成、学年担任制		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
第一学科	200,000 円	420,000 円	420,000 円	施設整備費・実験実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
上尾中央医科グループ協議会奨学金制度あり				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://ageo.org/profile/evaluation.php
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
<p>学校関係者評価委員会 規定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、学校が行った自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会に報告し、意見を聞き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用することを目的とする。</p> <p>(関係者評価委員会の設置)</p> <p>第2条 上尾中央看護専門学校において、学校関係者評価委員 (以下「委員」という。) により構成される委員会 (以下「関係者委員会」という。) を設置する。</p> <p>2 関係者委員会は、次に掲げる区分から学校長が委嘱する委員により構成する。</p> <p>(1) 卒業生 1名</p> <p>(2) 教育に関し知見を有する者 (本校外部講師) 2名</p> <p>(3) 地域 (消防署等) 関係機関の職員 1名</p> <p>(4) 本校運営委員 事務長1名、看護部長1名から人選し、別記様式1により推薦する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は次の通りとする。</p> <p>(1) 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(2) 委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、委員を置くことができる。</p> <p>(関係者委員会の運営)</p> <p>第4条 関係者委員会の運営は次の通りに行うこととする。</p> <p>(1) 関係者委員会に委員長を置く。</p> <p>(2) 関係者委員会は、学校長が招集し、委員長がその運営にあたる。</p> <p>(3) 学校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。</p>

- (4) 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
 (5) 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じて次年度の計画策定までの間に 1 回以上開催しなければならない。

(報酬費)

第 5 条 報償費として、委員には年額 13,000 円の報償費を支給する。

(学校関係者評価の実施方法等)

第 6 条 学校関係者評価の実施方法等は次の通りとする。

2 資料の提示等は次の通り行う

- (1) 学校長は、学校関係者評価の実施に先立って、学校経営の改革方針や学校が行った自己評価等の資料の提示をはじめとして、学校運営や教育活動の状況について関係者委員会に説明するものとする。
 (2) 学校長は、関係者委員会から求められた資料については、提示することが適当ではないものを除き、積極的に提示するものとする。

3 関係者委員会は、評価を行うに先立って、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、教職員や学生等との対話等を行い、学校の状況について相互の共通理解を深めるよう留意するものとする。

4 関係者委員会は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察及び教職員等との対話などを通して、学校経営の改革方針や学校が行った自己評価の結果及びそれらを踏まえた改善方策等について評価するとともに、学校関係者の学校運営や教育活動への参画を促進するものとする。

(秘密保持)

第 7 条 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(結果の開示)

第 8 条 学校長は、学校が行った自己評価の結果と併せて学校関係者評価の結果を適切な方法で公表するものとする。

(その他)

第 9 条 この規程の実施について必要な事項は、学校長が別に定める。

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
上尾中央総合病院 看護部	2025. 4. 1～2026. 3. 31	卒業生代表
埼玉大学 教育学部	2025. 4. 1～2026. 3. 31	外部講師代表
群馬県立県民健康科学大学	2025. 4. 1～2026. 3. 31	外部講師代表
上尾中央医科グループ協議会 看護本部	2025. 4. 1～2026. 3. 31	学校運営委員
白岡中央総合病院 看護部	2025. 4. 1～2026. 3. 31	学校運営委員
伊奈病院 事務部	2025. 4. 1～2026. 3. 31	学校運営委員

学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://ageo.org/profile/evaluation.php
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://ageo.org
--